

市川市あんしん住宅助成制度

戸建住宅・マンションの個人専有部分の良質化に資する改修工事を、市内施工業者※を利用して行う場合に、その費用の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

(※市内施工業者とは、市内に本店がある法人または市内の個人事業者のことです。)

1. 補助の対象となる方

- ・現在市川市に住民登録している方
又は、
実績報告時まで市川市に住民登録される方
 - ・申請者及び補助対象住宅に居住する
全ての方が市税等を滞納していない
- ※子育てへの配慮に関する改修を行う場合は、
中学校修了までの子(※1)をお持ちの方

※1 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者

2. 補助の対象となる住宅

- 補助対象者が、
- ・市川市内に所有し、自ら居住している住宅 又は、
 - ・市川市内に所有し、実績報告時に自ら居住する予定の住宅

※三世同居している場合で、子育て世代が子育て配慮に関する改修を行う場合は、同居する親世代が所有する住宅でも利用できます(※2)。

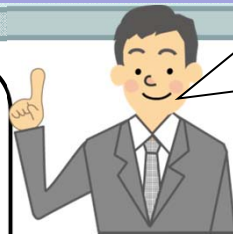
※2 親世代(建物所有者)が改修工事に同意していること及び家族構成が分かる書類(戸籍)等が必要になります。

3. 補助金の額

- ・対象工事費の1/3(限度額10万円)

ただし、耐震診断(※3)後、木造住宅で耐震性を高める工事(lw値の向上が明確に示されたもの)を行なう場合や旧耐震基準で建てられた木造住宅に耐震シェルターを設置する場合は、対象工事費の1/2(限度額30万円)

※3 耐震診断については「耐震診断助成制度」があります。
詳しくは建築指導課へお問い合わせください。
(TEL:047-712-6337)



バリアフリーや子ども部屋の
内装改修などの工事が対象
になります。
詳しくは裏面をご覧ください、
お問い合わせください。

4. 手続きの流れ

業者から見積りを取る

必要な書類を揃える

市役所 街づくり推進課に申請する
(郵送や支所等では受付できません)

- 申請場所: 市川南仮設庁舎
(住所: 市川南2-9-12)
- 受付時間: 午前9時から午後5時

決定通知が届く

契約・工事着工

申請した窓口に実績報告をする

額確定通知が届く

申請した窓口に補助金の請求をする

補助金が支払われる

(補助金の受取は、委任を受けた施工業者とすることもできます。)

申請書は、以下から
入手できます。
・市公式WEBサイト
・仮本庁舎(総合
市民相談課)
・市川駅行政
サービスセンター
・行徳支所(総務課)
・南行徳市民センター
・大柏出張所

変更が生じた場合、
速やかに市役所へ
ご連絡ください。

■ 問い合わせ先 ■ 市川市役所 街づくり推進課 市川南仮設庁舎
(市川南2-9-12) TEL:047-712-6327 FAX:047-712-6326



5. 対象工事と基準

①～④のどれか1つの、居住部分に関する改修工事が対象になります。

※工事を伴わないもの、機器や家具の購入は対象外です。

メニュー	工事内容	基準
①バリアフリー ※介護認定有りの方等は申請できません	手すりの設置	手すりの設置、段差の解消等の工事については、門から玄関までの通路部分の工事も対象。
	段差の解消	
	引き戸への変更	・開き戸を引き戸（半折、アコーディオンを含む）へ変更するもの
	和式→洋式便所への変更	
	浴槽のまたぎ高さの低減	・変更後のまたぎ高さを450mm以下とすること
②防災性	壁又は天井の防火性の向上	
	防水板の設置	
	屋根の軽量化	・事前に耐震診断（簡易診断を含む）※を受けている木造住宅であること （現状のlw値が1.0未満であって、lw値の向上が明確に示されている場合→上限30万円 その他の場合→上限10万円）
	基礎の補強	
	壁の補強	
	耐震シェルターの設置	・簡易診断※後、木造住宅に「東京都が安価で信頼できる木造住宅の装置として選定したもの」を設置する工事 （旧耐震→上限30万円、新耐震→上限10万円）
	感震ブレーカーの設置	・分電盤タイプ（分電盤に内蔵又は接続するタイプ）で電気工事を伴うもの（コンセントタイプは対象外）
③省エネ	窓の断熱化	・単板ガラスのサッシに内窓を取り付けるもの、または単板ガラスを複層ガラスに交換するもの
	壁・床・天井の断熱化	・新たに断熱材を入れるもの
	屋根等の高反射率塗料の塗布	・JIS K 5675と同等の基準を満たす塗料であること
	高断熱浴槽への変更	・JIS規格に適合するものであること
	節水型トイレへの変更	・節水Ⅱ形（JIS規格）に適合するものであること
④子育てに対する配慮	子ども部屋の増築	・増築する部分の床面積の合計が10㎡を超えるものであること
	子ども部屋の内装改修 （床・壁・天井の下地・仕上げに係る工事）	・仕上げ材（壁紙やフローリング材等）はF☆☆☆☆等級のものを使用すること
	リビング・ダイニングの内装改修 （床・壁・天井の下地・仕上げに係る工事）	・仕上げ材（壁紙やフローリング材等）はF☆☆☆☆等級のものを使用すること
	子どもの見守りに配慮したキッチンへの交換・内装改修	・壁付けタイプから対面式キッチンなど子供と向き合って料理ができるタイプへのキッチンユニットの変更
	転落・侵入防止柵の設置	

※耐震診断（簡易診断）は、日本建築防災協会が発行する「誰でもできるわが家の耐震診断」を行ってください。

※注意事項

- ・申請を受け付けた後、書類審査の結果、交付決定通知を送付いたします。交付決定通知の日以後に契約してください。申請日より6週間以内を目安に工事着工してください。
- ・すでに契約済み、工事中、工事済の場合は申請できません。
- ・申請した年度の3月までに工事完了し、実績報告書を提出してください。
- ・見積りを取った業者が大型の小売店でリフォーム工事を受注する形態の場合、実際に工事施工を行う業者が市内業者であることを書類等で確認できれば、対象となる場合があります。
- ・市では施工業者の指定や紹介は行なっていません。
- ・本助成制度は、同一の住宅について1回限りです。
- ・同一の工事に対して他の助成制度との併用はできません。また、既に市の他の助成制度を利用している場合には、本制度の利用が制限される場合があります。